

令和3年9月北名古屋市教育委員会議事録

招集年月日	令和3年8月16日(月)
招集場所	北名古屋市役所東庁舎3階 第5会議室
開 会	令和3年8月23日(月) 午前10時
応招委員 (出席委員)	教育長 吉田 文明 委員(教育長職務代理者) 池山 健次 委員 鈴野 範子 委員 岡島 秀隆 委員 寺川 理絵
不応招委員 (欠席委員)	委員 山田 聡子
説明のため 会議に出席 した者の 職 氏 名	教育部長 鳥居 竜也、教育部参事 鹿島 直樹、教育改革専門員 松村 光洋 生涯学習課長 田中 里砂、スポーツ課長 渡辺 進、学校教育課長補佐 川口 照恵 学校教育課主事 黒邊 桃子
提出議案	議案第18号 北名古屋市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について 議案第19号 北名古屋市教育委員会公印規程の一部改正について
閉 会	令和3年8月23日(月) 午前11時
議事日程	別紙のとおり
議 事 録 署 名 委 員	

議事録作成者.....

< 午前10時 開会 >

教育長（吉田文明）

山田委員より欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。

只今の出席者数は5名で、定足数に達しております。よって会議は成立いたします。

只今から、令和3年9月北名古屋市教育委員会を開会いたします。

日程第1、前議事録の承認を議題とします。

お諮りします。令和3年8月4日の会議の議事録を承認することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（吉田文明）

全員異議なしと認め、前議事録は事務局原案のとおり承認することに決定いたしました。各委員、署名をお願いします。

（教育長、各委員が前議事録に署名）

教育長（吉田文明）

日程第2、教育長報告に移ります。(1)会議・行事等報告は資料のとおりです。8月18日の市剣道連盟との懇談ですが、市剣道連盟の方から部活動の指導に参加したいとの申し出があり、懇談の機会が設けられました。私共にとっても大変ありがたいお話なので、前向きに進めていきたいと考えております。報告は以上となりますが、何かご質問等はございませんか。

（しばらく間）

教育長（吉田文明）

続きまして、所管事項報告に移る前に、市内の新型コロナウイルスの感染状況について触れたいと思います。

8月に入ってから市内の感染者数は180数名おり、うち小中学生は6名でした。少ないように思えますが、過去のデータと比べるとかなり増えており、若年層の感染者数が増えていることを実感できる数字です。このような状況下で、夏休み明けの学校をどうしていくかという議論になりますが、市単独での一斉休校を可能とする法的な整備が整っていないため、文部科学省や愛知県からの指示がない限りは一斉休校はできないと考えております。しかし、地域の方から強い要望があった場合は、休校の判断もせざるを得ないとも考えております。いずれにせよ、子どもが学校に行くことで感染のリスクがどれほど高まるのか、あるいは学校管理下の方が衛生面のコントロールはしやすいのではないかなど、あらゆる側面から検討していき、信頼できるデータ等を冷静に注視して、対応していきたいと思っております。

（池山委員、挙手）

教育長（吉田文明）

池山委員、お願いします。

教育委員（池山健次）

学校が感染源となった事例はありますか。

教育長（吉田文明）

今のところないです。家庭内感染のみです。

教育長（吉田文明）

他に質問等はございませんか。

（しばらく間）

教育長（吉田文明）

次に、(3)所管事項報告に移ります。スポーツ課、説明してください。

スポーツ課長（渡辺進）

資料2をご覧ください。「東京2020パラリンピック聖火フェスティバル北名古屋市平和の火の採火式及び聖火ビジット」について報告いたします。

「1概要」ですが、8月24日から9月5日までの間、東京2020パラリンピックが開催されることに伴いまして、東京2020パラリンピックの採火式及び聖火ビジットを文化の森等で実施しました。採火された火は「北名古屋市平和の火」として、愛知県庁で開催された「集火式」において、県内49市町村の火を集めた「東京2020パラリンピック聖火（愛知の火）」となり、東京で集火され「東京2020パラリンピック聖火」となりました。「2日時・場所及び参加者」ですが、北名古屋市採火式は8月12日午前10時から行われ、文化の森物語の広場に立つ永遠の塔に灯る「平和の火」を採火して聖火ランタンに灯すことで、「北名古屋の火」を生み出しました。

新型コロナウイルスの感染者が増加している中でしたので、採火式の日時は広報等では周知せず、関係者のみで実施しました。裏面をご覧ください。火を灯したランタンの展示である「聖火ビジット」ですが、名古屋芸術大学アートスクエアと総合体育館の2か所で実施し、東京2020パラリンピックの開催を市民に周知しました。「3愛知県の聖火フェスティバル北名古屋市代表者」ですが、東京2020パラリンピック公式パートナーである株式会社リクシルに勤務され、障害者対象の陸上競技で全国大会に出場した実績のある、市内在住の永田淳也さんにご協力をいただき、本市の採火式や県の集火式に本市代表として参加していただきました。

追加の報告ですが、まん延防止等重点措置の対象地域に指定されたことに伴いまして、9月12日まで名古屋芸術大学アートスクエア及び総合体育館総合運動広場等の夜間の利用を中止しております。今後、緊急事態宣言へ移行し、利用制限が変更となった場合は改めて報告いたします。報告は以上です。

教育長（吉田文明）

只今の報告について、何かご質問等はございませんか。

（しばらく間）

教育長（吉田文明）

以上で、報告を終わります。

日程第3、議事に移ります。

議案第18号「北名古屋市図書館設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局、説明してください。

生涯学習課長（田中里砂）

議案第18号北名古屋市図書館設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、説明いたします。提案理由は、図書館資料の貸出し等の業務を行うサービスポイントを設置するため、本規則の一部を改める必要があるからです。改正内容については新旧対照表をご覧ください。第13条では、各種団体への貸出しは図書館において貸出しすることを規定します。第15条では、新たにサービスポイントを規定します。第1項では、図書館法に基づくサービスポイントであること、第2項では、サービスポイントの位置を北名古屋市法成寺蔵化60番地とすること、第3項では、サービスポイントで行う業務を(1)予約した資料の貸出し、(2)資料の返却などとする、第4項では、業務を行う職員を北名古屋市文化勤労会館の職員とすること、第5項では、開所時間を午前9時から午後5時までとすることを規定します。附則として、この規則は令和3年10月6日から施行します。また、サービスポイントでは検索端末オーパックを置いて、資料検索や予約等ができるように予定しております。なお、本規則第5条において、図書館の休館日を規定しており、サービスポイントも図書館の休館日は利用休止といたします。説明は以上です。

教育長（吉田文明）

サービスポイントの他に、図書館機能として充実する部分はありますか。

生涯学習課長（田中里砂）

9月号広報にも掲載予定ですが、①面的サービスの補完「みんなの近くに本がある」、②コロナ禍におけるサービスの創出「コロナ禍でも安心・安全」、③コロナ禍・コスト意識を背景としたサービスの強化「こんなサービスあったらいいな」の3つの視点を持って、新たな「図書館サービス計画」の策定に向けて進めております。

教育長（吉田文明）

只今の説明について、何かご質問等ございませんか。

（岡島委員、挙手）

教育長（吉田文明）

岡島委員、お願いします。

教育委員（岡島秀隆）

オーパックは複数機配置されますか。

生涯学習課長（田中里砂）

今のところは1機配置する予定ですが、お手持ちのスマホやタブレット端末からも資料の検索や予約ができるサービスの導入も考えております。

（鈴野委員、挙手）

教育長（吉田文明）

鈴野委員、お願いします。

教育委員（鈴野範子）

第13条に「団体貸出し」とありますが、個人での利用はできますか。

生涯学習課長（田中里砂）

団体の登録をすることで、50点までまとめて資料を借りられる「団体貸出し」というサービスがあるのですが、サービスポイントでは5点までしか借りることができないため、団体貸出しについては、今までどおり図書館窓口での受付となり、サービスポイントは個人での利用を対象としています。

教育部長（鳥居竜也）

1点報告がございます。西図書館存続を願う署名活動についてですが、8月11日の午前10時に団体の方から市長へ、5122名分の署名が渡されました。その際、市長の方からは現在の方針を変える予定はなく、9月をもって閉館することを伝え、団体の方からは署名をされた方の思いをふまえ、今後の図書館の在り方を考えてほしいという意見をいただきました。報告は以上です。

教育長（吉田文明）

その他にご質問等はございませんか。

（しばらく間）

教育長（吉田文明）

お諮りいたします。議案第18号について、ご異議ございませんか。

（全員異議なしの声）

教育長（吉田文明）

全員異議なしと認め、議案第18号北名古屋市図書館設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正については承認されました。

次に、議案第19号北名古屋市教育委員会公印規程の一部改正についてを議題とします。事務局、説明してください。

生涯学習課長（田中里砂）

議案第19号北名古屋市教育委員会公印規程の一部改正について、説明いたします。この案を提出するのは、北名古屋市西図書館長印及び北名古屋市東図書館長印を廃止し、新たに北名古屋市図書館長印を作成するため、本規程の一部を改める必要があるからです。改正内容については新旧対照表をご覧ください。西図書館長印及び東図書館長印を削り、北名古屋市図書館長印を加えました。附則としまして、この規程は令和3年10月1日から施行するものとします。説明は以上です。

教育長（吉田文明）

只今の説明について、何かご質問等ございませんか。

（しばらく間）

教育長（吉田文明）

お諮りいたします。議案第19号について、ご異議ございませんか。

（全員異議なしの声）

教育長（吉田文明）

全員異議なしと認め、議案第19号北名古屋市教育委員会公印規程の一部改正については、承認されました。

以上で議事を終了します。

教育長（吉田文明）

連絡事項について、事務局、説明してください。

学校教育課長補佐（川口照恵）

○次回の会議について

教育長（吉田文明）

以上で本日子定しておりました日程は、全て終了しました。

これをもちまして、令和3年9月北名古屋市教育委員会を閉会とします。

< 午前11時 閉会 >